

令和6年第4回臨時会

# 天栄村議会会議録

令和6年5月16日 開会

令和6年5月16日 閉会

天栄村議会

## 令和6年第4回天栄村議会臨時会会議録目次

### 第1号（5月16日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	1
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
村長議会招集あいさつ	4
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
招集者あいさつ	22
閉会の宣告	22

第 4 回 臨 時 村 議 会

( 第 1 号 )

## 令和6年第4回天栄村議会臨時会

### 議事日程（第1号）

令和6年5月16日（木曜日）午後1時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 村長議会招集あいさつ  
日程第 4 議案第1号 工事請負契約の締結について  
日程第 5 議案第2号 工事請負契約の一部変更について  
日程第 6 議案第3号 令和6年度天栄村一般会計補正予算について  
招集者あいさつ
- 

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（9名）

1番	齋藤 寿 昭	2番	石塚 喜 吉
3番	吉成 邦 市	4番	馬場 吉 信
5番	大浦 トキ子	6番	服部 晃
7番	小山 克 彦	9番	円谷 要
10番	大須賀 溪 仁		

欠席議員（1名）

8番 熊田 喜 八

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添田 勝 幸	参事 兼 総務課 長	小山 富美夫
健康福祉課長	森 和 昭	建設課 長	櫻井 幸 治

---

職務のため出席した者の職氏名

参事兼  
議会議務局長

北 畠 さつき

書

記

小 山 泰 明

書 記

渡 邊 久 美

---

### ◎開会の宣告

○議長（大須賀溪仁） 本日は公私ともにご多忙のところ、令和6年第4回天栄村議会臨時会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和6年第4回天栄村議会臨時会は成立いたしました。

8番、熊田喜八議員より、病気加療のため欠席の届出がありました。

ただいまから令和6年第4回天栄村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午後 1時30分）

---

### ◎議事日程の報告

○議長（大須賀溪仁） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本臨時会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（大須賀溪仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

5番 大 浦 トキ子 議員

6番 服 部 晃 議員

を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（大須賀溪仁） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、服部晃議員。

〔議会運営委員会委員長 服部 晃 登壇〕

○議会運営委員会委員長（服部 晃） 本臨時会の会期の報告を申し上げます。

本日午後1時より議会運営委員会を開催いたし、令和6年第4回天栄村議会臨時会の会期

について審議いたしました結果、今臨時会の会期は本日5月16日、1日限りと決定を見ましたので、議長よりお諮り願います。

議会運営委員会委員長、服部晃。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、服部晃議員から報告がありましたとおり、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

---

### ◎村長議会招集あいさつ

○議長（大須賀溪仁） 日程第3、村長議会招集あいさつ。

村長より、令和6年第4回天栄村議会臨時会招集の挨拶発言の申出がありました。これを許します。

添田村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） 本日ここに、令和6年第4回天栄村議会臨時会が招集となりましたところ、議員の皆様には公私ともにお忙しい中、ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本臨時会では、工事請負契約の締結など3議案についてご審議願うものでありますが、その大要についてご説明申し上げます。

議案第1号 工事請負契約の締結についてであります。過疎対策事業、天栄保育所移転敷地造成工事の請負契約を締結するに当たり、地方自治法などの規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第2号 工事請負契約の一部変更についてであります。令和5年度からの繰越事業であります。南1号線道路改良工事の変更請負契約を締結するに当たり、地方自治法などの規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第3号 令和6年度天栄村一般会計補正予算についてであります。令和5年11月2日に閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策を踏まえ、本年度実施される定額減税において、減税し切れない納税義務者に対する調整給付金を給付する事業及び物価高騰により厳しい状況にある低所得世帯や、低所得の子育て世代に対する物価高騰対応重点支給給付金を給付する事業経費として、歳入歳出それぞれ3,960万円を追加補正するものであります。

以上、議案の大要についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決を賜りますようお願い

願い申し上げ、挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（大須賀溪仁） これで村長の挨拶を終わります。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第4、議案第1号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） 1ページをお願いいたします。

議案第1号 工事請負契約の締結について。

次により工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年5月16日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

- 1、契約の目的、過疎対策事業 天栄保育所移転敷地造成工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約の金額、8,690万円。うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額、790万円。
- 4、契約の相手方、住所、福島県岩瀬郡天栄村大字飯豊字西横山48番地。

氏名、有限会社おおき建設工業、代表取締役、大木義雄。

お手元の議案第1号説明資料によりご説明申し上げます。

1ページは、工事請負仮契約書でございます。

令和6年5月8日付で、有限会社おおき建設工業と仮契約書を締結したところでございます。

工期につきましては、着工が議会の議決を得た日から3日を経過した日、完成は令和7年3月24日であります。

次のページをお願いいたします。

令和6年5月7日に実施しました入札経過書でございます。

3ページは、入札に参加した業者の社名及び開札の結果でございます。

5ページをお願いいたします。

本工事に係る平面図でございます。今回の工事につきましては、天栄保育所の移転敷地として昨年度購入しました敷地の造成を行うものであります。図面の網かけの部分が今回の工

事を実施する箇所になります。平面図の中ほどに縦断、横断の線がございます。

次のページにその箇所の縦断図、横断図がありますので、次のページをお願いします。

下の図の造成計画横断図をご覧ください。図面左側のグラウンド側から右側の県道側に向  
けまして、網かけをした部分を盛土し、造成を行うものであります。

再度、5ページの平面図にお戻りいただければと思います。

敷地の造成に併せて、敷地西側の村道東田4号線を、現在、車道幅員4メートルから5.5  
メートルへ拡幅することで、車両の擦れ違いを確保するとともに、保育所敷地への乗り入れ  
までの幅員2メートルの歩道を整備する予定としております。

また、この拡幅によりまして、道路脇の水路についても入替えを行うものであります。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、服部晃議員。

○6番（服部 晃） 今、工期が3月と言ったんですけれども、造成工事3月までやって、開  
所はいつ頃予定なんですか。

○議長（大須賀溪仁） 森健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。保育所の開所時期でございますが、令和8  
年4月を目指しております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部晃議員。

○6番（服部 晃） 建物の設計はもうできたんですか。

○議長（大須賀溪仁） 森健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

建物の設計につきましては、昨年度から基本設計、実施設計を発注しまして、現在設計を  
進めているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部晃議員。

○6番（服部 晃） すると、設計事務所ってどこでやるようになっているんですか。それ、  
どこに頼んでいるんですか。入札か何かしたんですか。

○議長（大須賀溪仁） 森健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

保育所の設計をしております契約先でございますが、福島県建築設計協同組合に、業務を

委託しております。

こちらの契約につきましては、随意契約で契約を締結しております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部晃議員。

○6番（服部 晃） 県の設計組合ですか、設計組合。それはどういう理由でそっちに頼んだんですか。

○議長（大須賀溪仁） 森健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

委託先の建築設計協同組合でございますが、令和4年度におきまして、保育所の基本構想のほうもこちらに委託して、構想を策定していただいております。引き続き、令和5年度において建築設計協同組合のほうに委託を随意契約で契約しまして、今回の設計をお願いしたところでございます。

こちらの建築設計協同組合につきましては、県内の建築の事業者が加盟しておりまして、その中で担当する設計者をプロポーザルで決めまして、その中で担当して設計に関わっていただいておりますので、そういったところで、こちらの組合に随意契約で契約を結ばせていただきました。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部晃議員。

○6番（服部 晃） それ、私が言いたいのは、地元の設計屋あるのに、わざわざそっちのほうに頼むというのは、それ地元の設計屋が契約したんですか。どちらの設計事務所ですか。

○議長（大須賀溪仁） 添田村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

県の建築設計協同組合というのは、県内の設計事務所が加盟しているところの組合になっています。公平性を見ていくと、そこに依頼して、その中でプロポーザル方式、例えば、天栄村でこういう建物の計画がありますよといった場合に、そこを何社かの設計事務所が見にくるんです。うちだったら、こちらの施工者側の意向を聞いて、こういう建物はいかがでしょうかと。3社かな。

〔「4社」の声あり〕

○村長（添田勝幸） 4社か、4社手を挙げてくれたんです、4社。

そこで、こういうものでいかがでしょうかというようなことで、それぞれにプレゼンテーションをしていただいて、村に合った保育所は、こういう形がいいというようなことで決めてきました。

私も、これまでもいろいろ設計、建築なり工事のほうに携わってきまして、よその市町村

も聞いて、ここだと公平性もあって、こちら施工者側のほうの意向も聞いてくれて、そしてプロポーザル、こういう形のほうが一番いいですよというご提案をいただいて、今回、村もそういったものを活用させていただいて、方向性を決めてきたというのが経緯でございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部晃議員。

○6番（服部 晃） 私の言いたいのは、結局は議会に何にも申出、こういうのを頼みますとか、何か話あってもいいんじゃないかなと思います。

それは、設計監理料って特別安いんですか。同じ10%ですか、やっぱり。設計監理委託料は幾らなんですか。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議します。

（午後 1時47分）

---

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 1時50分）

---

○議長（大須賀溪仁） 森健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お時間をいただき、ありがとうございます。お答えいたします。

設計監理委託料につきましては、現在設計の途中でありまして、今後の工事等の設計監理委託については、まだはっきりしておりませんので、今のところお答えすることができない状況であります。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部晃議員。

○6番（服部 晃） 私の言いたかったことは、いつもみんな何でも設計監理委託料って10%になっているんだけど、それより安いのあるんでないかと思うんですよね。わざわざ10%といたら、4億かかれば4,000万の設計監理委託料って考えられないんですけれども、普通の民間の住宅ならば、設計やったって、もう3,500万かかったって設計料はいただきませんということもあるんですよ。3%でも5%なんていうのは高いというのに、公共事業って何でそういうふうに高いんですか。それ何か決まりあるんですか。

10%ってみんな、羽鳥湖のトイレの設計監理委託料だって、3,000万に300万も設計監理委託料取られて、何で10%って全部の決まりなんですか。何かの決まりなんですか。国からの決まりなのか。

○議長（大須賀溪仁） 添田村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

その詳細については、ちょっと時間いただいて調べてから、それは答弁というかお知らせしたいと思います。

また、その設計等、一般住宅の場合には請負主、請け負った業者が設計も一緒にやったりしているものですから、その中に含んだ形で多分進めているのがあるんですよ。

ただ、村で進めているのは設計は設計でいくので、請負の工事は工事業者、そこがしっかり設計書どおりに進めていけるのかいけないのか、そこで設計監理が入ってきます。公共事業というのは、その監理をしっかりとやってきて適正にできる。村にはそれだけのやっぱり技術者がいませんので、そこは設計業者にその設計監理も委託するというようなことで、これも入札で進めてきたりしていますので、公平性を持ってやっていますので、そこはご理解いただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部晃議員。

○6番（服部 晃） 私のこだわっているのは、設計監理委託料が10%で、大体みんなそうなんですよね。そういう設計監理委託料が、あれは設計屋は給食センター、あれもやって、基礎を見たらば、すごい3階建てみたいな基礎やっているんですよ。

だから金額が上がれば、それだけ10%余計に入るからという考えで、設計屋が積み重ねているんじゃないですか、そういう意味ではないんですか。給食センターなんか、3階建てぐらいの基礎やっていましたよ、あれ。頑丈に今、耐震のあれで問題あるかもしれないんですけども、あんなにがっちりやる必要があるんだか。積み重ねれば積み重ねていくと、設計委託料が完成の10%だ、4億でやったら4億5,000万にすれば、それだけ余計にもうかるということでしょう。

そういう意味で、私は言っているんですよ。それを、だからどういうふうに建物は天栄村役場で、自治体で進めたのがどのぐらいの設計でやるというのでなくて、設計屋が勝手にやっているような気するんですけども、私、ずっと見ていますけれども。基礎なんか頑丈に、3階建てやるような基礎やっていましたよ。給食センターが。

冗談に、S建設の社長に、何でこれ3階建てかと言ったことあるんですけども、そういうのでやっぱり設計はどんどん積み重ねば、トータルの金額高くすれば、それが10%もらえるんだから、そういうふうになっていくんじゃないですか。それは、こっちは何ぼぐらいでやってくれということはないんでしょう。

どうなんですかね、その建物のあれは。

○議長（大須賀溪仁） 添田村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

まず、建物等の計画を始めるのには、基本構想というようなことでいきます。そこで、概

略の金額は出します。この金額の範囲内でお願いしたいというようなことで、村側もそれによって、補助金等々も活用しながら進めていくわけでございます。

給食センターについても、構造計算とか、県のほうの審査もきちっと受けた形で進めていきますので、特に水回りがある給食センターで、上に重量物があるというようなことで、下が空洞ピット式というようなことなものですから、基礎がどうしてもそこが大きくなるのは、これは構造計算上、今、耐震化の部分もありますものですから、それは規定に乗った形のもので。そちらについては、ピット式、その方式でないものであれば、ある程度重いもの、荷重も耐えられるんですけども、下が空間になっている、人が潜って行ってメンテナンスしたり、配管とかなんかの入替えしたりと、後での修繕等も考えた設計になっていますので、あのような構造になる。どうしても基礎にはかかってしまうというようなことでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部晃議員。

○6番（服部 晃） 給食センター、そんな重量物、重い乗っけるほど、そんなに強固なやつ造らないとまずいんですかね、あれ。俺が見た感じは、そんなに基礎も、耐震のあれもあるし、重量物もあるからという考えなんですけれども、普通考えられるような基礎、ちょうど基礎やっていると見にいったんですけれども、S建設の社長がいたから、これ、3階建てかと冗談で言ったんですけれども、いやそうではないですと、平屋と分かっている、わざとそういうふうに言ったんですけれども。

何ていうか、あんまり大きく金額を高くすればいいというものでないと思うんですよ、そういうふうには。その金額って、大体このぐらいの金額と自治体で決めるんですか。これの予算でやってくださいということをするんですか。どういう理由で、設計屋にはどういう頼み方するんですか。

○議長（大須賀溪仁） 添田村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） まずは、建物を建てる、建築の設計の前に、大まかな構想、それが基本構想といいます。村も人数が、子どもたちがこれだけで、給食数の数もこれだけという、大体面積がやっぱり決まってくるので、そこにどういった厨房施設を置くのかとか、前にも提案あったように炊飯施設はそこには要らないとか、これは必要になってくるとかという話を持って行って、そこで面積、あとは今、言ったようにどれだけの耐荷重のものがなってくるのかというようなことで、全体のものを把握して、基本の実設計に今度は入ってきますので、その中でこれだけのものがかかりますよというようなことでの予算立てもしていただきます。それから今度、本設計に入ってくるわけなんです。

だから、そんなに過大な設計で、設計事務所が幾らでも積み上げて金額が張るというよう

な、そういうことはございませんので、この公共の建物に合った設計、基準に合った構造計算もした形で進めてきていますので、そちらについてはご理解いただきたいと思います。

〔「了解しました」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

3番、吉成邦市議員。

○3番（吉成邦市） それでは、今の工事の請負に関する質問をさせていただきます。

まず、4点ありまして、1つは事業の採択です。これ過疎対策事業と書いてありますが、これは過疎対策事業をどのような形で採択をしているのか、また過疎債の決定は受けているのかというところでお聞きしたいと思います。

それと、1回の入札で落札というふうなことですが、予定価格に対するパーセンテージはどの程度だったのかということですが。

あと、面積が8.42ヘクタールという……

○議長（大須賀溪仁） 吉成議員、1つずつ質問してください。

○3番（吉成邦市） そうですか。1つずつ。

○議長（大須賀溪仁） 小山総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今ほどの過疎債の指定を受けているのかというところですが、今、過疎債の申請のほうをしております、今、起債の申請をしております、おおむねこの事業に関しましては過疎債の充当をしていくつもりで準備をしているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成邦市議員。

○3番（吉成邦市） 過疎債は、どの程度の起債の予定をしておりますか。よろしくお願ひします。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議します。

（午後 2時01分）

---

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時02分）

---

○議長（大須賀溪仁） 小山総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

時間をいただきまして、ありがとうございました。

この事案に関しましては、100%過疎債を充当する予定でございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成邦市議員。

○3番（吉成邦市） 事業採択に関しては了解しました。

次に、予定価格に対してのパーセンテージを教えてくださいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

（午後 2時03分）

---

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時04分）

---

○議長（大須賀溪仁） 森健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お時間をいただきありがとうございます。

お答えいたします。

予定価格に対しての落札のパーセンテージでございますが、95.5%でございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成邦市議員。

○3番（吉成邦市） 予定価格のほうは了解しました。

続いて、8.42ヘクタールということですので、こちらについて大規模開発のそういった部分については、網がかかっているのかかかっていないのか。それと、かかっているとすれば、大規模開発の申請というか、そちらのほうの手続は全て終わっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 森健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

今回の工事につきまして、大規模開発については該当になっておりません。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成邦市議員。

○3番（吉成邦市） 現在、大規模開発は10ヘクタール以上ということによろしいんですか。

それで、あともう一つ、先ほど服部議員のほうからも質問ありましたが、随意契約というふうなことでございましたが、これ財務規則でいいと227ページ、随意契約に関する法がありますが、こちらの中でのどの項目に当たるのか、またはこの項目の中じゃなくて、著しく有利な形というふうな形でやるのであれば、著しく有利な形というのは何であったのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 吉成議員、造成の内容とは異なります。

○3番（吉成邦市） すみません。先ほどの保育所の基本設計ですか、基本設計という形の中で、さっきお答えを聞いていたんですが、随意契約という形が基本設計の中でやられているという形だったんですが、そちらに関して随意契約の要綱、財務規則の中でどちらの項目で充てているのか、またはそれ以外で随意契約に適するというふうなことで判断したものがあるのか、お聞かせいただきたいと思います。基本設計です。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議します。

（午後 2時07分）

---

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時09分）

---

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成邦市議員。

○3番（吉成邦市） 今の質問ですが、今回の工事の契約の請負のものとはちょっと趣旨が違おうと思いますので、また改めて質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑ございませんか。

7番、小山克彦議員。

○7番（小山克彦） 保育所の造成ということなんですけれども、進入路を拡幅したということは、多分、保育所の送迎バス等々の出入りがあるということだと考えるんですが、この保育所の前の県道下松本鏡石停車場線、これ前々から歩道を造ってもらうように、村としてもいろいろ陳情したりしておったんですけれども、今度保育所ができるということで、鏡石方面のほうは既存の歩道があるかと思うんですけれども、反対側ができていない。やっぱり、保育所を開設する前に、しっかりと歩道の設置、これはしっかりと考えるべきだなというふうに私は思うんですけれども、その点どういうふうに考えていますか。

○議長（大須賀溪仁） 添田村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございます、こちらにつきましては中学校もあり、ちょっと離れたところに幼稚園もあるものですから、これまでも県のほうには要望活動はずっと続けてきておりますし、またまちづくり意見交換会の中でも、優先順位を上げて県のほうに要望を出してきております。

ただ、その後の経過の中で、県で優先順位を一番上げられるというのは小学校と言っていました。小学校は、登下校するときに歩いていくので、県内で見ても、そうであれば優先的

に歩道の整備はしていきますというようなことで、県のほうの優先順位がそんな流れの見方をしている。県議にもこれまでもいろいろ依頼をしたり、元県の議長をやっていた議員さんにもご依頼をして要望活動などもしてきましたが、今までの流れはそのような流れでございますし、今後も、まして保育所というようなことでございますので、県への要望活動はしっかりと続けてまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山克彦議員。

○7番（小山克彦） 今までも、村長おっしゃったように、いろいろ要望活動をしてきており、さらに保育所ができるということで、要望活動をしっかりやるということなんですけれども、我々議会のほうも一生懸命、要望活動を一緒になってやりますので、これやっぱり保育所ができる前に、何とか歩道、これ子どもたちが歩くのもあるんですけれども、送迎バスが出入りするの、右側からの車が全然見えないというのがありますので、これ何とかして歩道の設置、あれは大した距離じゃないと思うんですよね、集会場からあそこまでの距離。あれ何とか一緒にやっていかねばというふうに思いますので、村長の考えをもう一回お願いします。

○議長（大須賀溪仁） 添田村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

こちらの歩道の整備につきましては、議会議員の皆様方のお力添えをいただきながら、県のほうにしっかり要望してまいりたいと考えております。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑ございませんか。

1番、齋藤寿昭議員。

○1番（齋藤寿昭） 先ほど、保育所の設計業者が4社、こちらの村の要望事項とか融通が利くということで、先ほど添田村長がおっしゃっていたんですけれども、その設計段階、まだしていない段階かと思っておりますけれども、もしその設計の中に、村民の保育所のほうの中の設計とか、こういったいろんなことがあったらいいなということをやぜひヒアリングして、それを取り込んでいただきたいと思うんですけれども、村長のお考えをお聞かせください。

○議長（大須賀溪仁） 齋藤議員、造成の内容とは異なります。

〔発言する声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） すみません、私の質問のほうは、その流れだったものですから質問させていただきましたけれども、また次回にいたします。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第5、議案第2号 工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

櫻井建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） 議案第2号 工事請負契約の一部変更について。

令和5年9月12日議会の議決を受けた南1号線道路改良工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

令和6年5月16日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

3、契約金額中「5,126万円のうち取引にかかる消費税及び地方消費税の額466万円」を「5,292万6,500円のうち取引にかかる消費税及び地方消費税の額481万1,500円」に改める。

提案理由についてご説明申し上げます。

議案説明資料7ページをお願いいたします。

令和5年9月定例会におきまして議決をいただきました南1号線道路改良工事において、契約の一部を変更するものでございます。

7ページでございますが、こちらは工事請負変更仮契約書でございます。

このたび、第2条、工事請負代金の額166万6,500円を新たに増額するものでございまして、令和6年5月10日に仮契約を締結したところでございます。

次のページをお願いいたします。

こちらは変更請負額の調書でございます。変更請負額を算出する調書でございます。

次のページにつきましては、位置図でございます。

次のページをお願いいたします。

こちらは平面図でございまして、図面に朱書きで表示している内容が今回の変更内容でございます。

変更内容につきましては、道路の路盤下にある路床において、軟弱路床処理対策であるセメントによる安定処理を、当初、全線において固化材、セメントを最少添加量の1立方メートル当たり50キログラムとして設計しておりましたが、路床改良に採用する固化材の添加量を決めるための配合設計を行った結果、所要の強度を図るためには、図面、平面図の左側、北側になりますが、北側の148.95メートル区間においては、1立方メートル当たり76キログラム、平面図右側、南側になりますが、南側の85.5メートル区間においては、1立方メートル当たり40キログラムが必要なことから、添加量を変更するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、服部晃議員。

○6番（服部 晃） 今回の路床安定処理工ということなんですけれども、これどういうことを、結局、コンクリートが軟らかいから硬くするという意味ですか。これどの辺、入り口をやったんですか。一番北側の入り口のところ。

○議長（大須賀溪仁） 添田村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

今ほど議員が言ったように、この入り口のところ、県道に面する部分から、この橋のところまでがあるんですけれども、ここが地盤がどうしても軟弱だというようなことで、そういうところについてはセメントを入れて混ぜて安定させるセメント処理、そういうことでやっていくんですね。当初はセメントの量、1立方メートル当たり50キロで見ていたところが、もう少し、この間、途中、中間以上、橋側より76キロ必要だということになります。今度、そこから橋までは当初50キロ必要だったものが40キロで間に合いますよと。それは、そのところを調査してきた中で、それだけ混ぜればこの路盤が、道路が安定しますというようなことで、普通のセメントを入れて攪拌させるんです。そうして、軟弱地盤を固定化する、地盤をいい地盤にするというようなことの安定処理をしていくやり方です。

今回、1立方当たり50キロのやつが76キロで、多くそのセメントが必要になってくると、プラマイ入れて160何万という数字が出たというようなことでございますので、増額という

ようなことをございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部晃議員。

○6番（服部 晃） すると、今の説明だと50キロではあれだから、76キロに足したということですね。片方は50キロが40キロで間に合うということだから減らしたということだ。その差額が増額になったという意味で。

それ設計段階で分からなかったんですか、これは。やってみないと、蓋を開けてみないと分からないということですか、設計屋が。

○議長（大須賀溪仁） 添田村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

設計の段階では、ピンポイントでやっていきます。実際、今度行うときには、その箇所、その箇所を全部測ってきますので、そこによって変更が出ます。

だから、50キロで見ていたのが40キロになったり、50キロで見たところはここはやっぱり75キロないと駄目ですよというなことで、実際そこを掘削して、そこでまだ見えていますので、全部掘削して最初に設計のときは見られないので、こういう変更は道路等、地盤が悪いところはやっぱり出てきますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部晃議員。

○6番（服部 晃） それは設計段階で、それ分かれば結局、入札のとき、その分も入れておいて減額補正組んだほうが感じはいいんじゃないですか。これ増額補正というと、うんとあれのような気がするんですけども、これはでもやってみないと本当に全然分からないんですか。ピンポイントでやっているだけ。

私は、主に増額補正というのは何となく損したような気分で、業者の言いなりになっているのではないかという考えがするんですけども、そういうのって予想はしていたんですか、前から。そういうのは全然なしで、もうこれは完全にこのままでいけるという感覚で見積りしたんですかね。

○議長（大須賀溪仁） 添田村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

当初設計する段階では、何か所かピンポイントで、道路に関しては地質の調査をします。その平均で設計を組んだりしていきます。そのほかもそこで掘削していて、すごい岩盤が出てそれを取壊して、また掘削を、この工事を進めていかなくちゃならないので、これは当然増額になって、当初、調査したところに岩盤が出てそのほかにも多分出るだろうという予測でやったのは岩盤出なくて減額したこともありますので、これは地中の中で見えないもの

については、増額、減額というのは当然ついています。それを最初から、減額したほうがいいんだということで上げて設計ということはしませんので、そこは調査を、最終的に工事のほうで進めていく中で出てきたものについては、これまでもありますよ、減額なったところ、増額になったところ。それが正当な進め方でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部晃議員。

○6番（服部 晃） すると、これ50キロが40キロになったというのは、これ何メートルなんですか。幅的にはどのくらい、そして増やしたのは。

〔発言する声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 櫻井建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） お答えいたします。

50キロから40キロに変更になった延長ですが、85.5メートル。一方、50キログラムから76キロに変更された距離ですが、148.95メートルでございます。

〔「了解しました」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第6、議案第3号 令和6年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 3ページをお願いいたします。

議案第3号 令和6年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和6年度天栄村一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,960万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億5,230万円とする。

令和6年5月16日提出、天栄村長、添田勝幸。

5ページをお願いいたします。

歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額3,960万円の増。こちらにつきましては、令和5年11月2日に閣議決定されましたデフレ完全脱却のための総合経済対策におきまして措置されております物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、給付金・定額減税一体支援分を見込んでおります。

続きまして、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、11目物価高騰対応重点支援給付金給付事業、補正額2,560万円の増。こちらにつきましては、先ほど歳入でご説明しました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源といたしまして、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税の定額減税の実施に伴いまして、定額減税し切れない方に調整給付金の給付を実施するために、10節需用費としまして15万円、11節役務費10万円、12節委託料に電算委託料として135万円、18節負担金、補助及び交付金に定額減税調整給付金2,400万円を計上しております。

なお、今回の定額減税は、デフレ完全脱却のための総合経済対策において、デフレ脱却のための一時的な措置として、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につきましては、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税の所得割1万円の減税を行うことになっております。

今回の補正予算につきましては、この定額減税可能額が定額減税前の令和6年分推計所得税額、または令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る場合、その額を基礎としまして1万円単位で切り上げて算定した額を調整給付金として給付するために、18節の給付金を計上したものでございます。

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、8目物価高騰対応重点支援給付金給付事業、

補正額1,400万円の増。こちらにつきましては、2款と同様に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源といたしまして、令和5年度に新たに住民税非課税世帯になった世帯及び新たに住民税均等割のみ課税世帯並びにこれらの世帯に属する子どもの人数に応じた加算分を給付するために、13節委託料に電算委託料としまして150万円、18節負担金、補助及び交付金に新規住民税非課税世帯等給付金1,250万円を計上しております。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、吉成邦市議員。

○3番（吉成邦市） 内容的には分かったんですが、今回補正予算というふうなことで、先ほどの説明ですと令和5年11月というふうな閣議決定の部分というふうな形だったんですが、当初予算で間に合わなかった理由、または6月定例議会まで待てなかった理由をお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 小山総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

3番議員のご質問でございますが、まず1点目、当初予算に間に合わなかったのかというところでございますが、先ほど申しました令和5年11月に、この総合対策は決められたわけでございますが、定額減税に関しましての詳細に関しましては、当初予算を決定するにはまだ示されていなかったというところでございます。そのために、当初予算には反映できなかったというところでございます。

また、今回に関しましては、6月補正ではなく、それより早めたのはどうしてかというところだと思いますが、今回、6月の住民税の決定の部分でございますが、6月14日に令和6年度の住民税が確定します。それを待って、例えば委託料を発注した場合に、それよりやはり委託の準備、または発注準備等を含めると、そこからまた時間がかかるということもございまして、6月中旬に確定する前に、議員の方々にこの臨時会のほうで補正予算をご審議いただきまして、確定しまして、ご審議してご可決いただければ、すぐさま委託に関しまして発注をさせていただきまして、その決定前に契約をさせていただきまして、スムーズにその準備のほうに進めるということで、今回臨時会のほうでご提案をさせていただいたというところでございますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成邦市議員。

○3番（吉成邦市） 内容的には理解しました。

あと、電算処理がダブルで上がっているというふうな形ですが、総務費と民生費、やっぱ

り別々に計算というふうな形で上げているのかなというふうに思いますが、この辺は何か一緒の計算、委託先は同じでしょうから、多分。その辺は、やっぱり見積りを取ってというふうなことなのではないでしょうか。その辺、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 小山総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

この電算委託料につきましては、物価高騰対応の定額減税に関しましては、先ほど申しましたように個人住民税が確定しましたらば、それを基に推計をいたしまして、各世帯ごとにそれが定額減税に該当するのか、給付をしなければならないのかというような確定をさせていただく。そこから足りないというか、減税できない、し切れないということであれば、給付の旨の通知等を送るような形のシステムをお願いする予定でございます。

また、この物価高騰対応の新規住民税の非課税に関しましては、そのほかにも個人の扶養がどういうふうになっているのかというものを別に調べる形になりますので、その扶養人数によって、先ほど申しましたように子ども世帯に関しまして1人5万円とかという形になりますので、そこがまた若干違うということになるかと思えます。

いずれにしても、こちらのほうは随契で、今、私どものほうの住基とか、そういった情報を持っているところに委託をさせていただいて準備を進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどをよろしくお願いします。

〔「了解いたしました」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎招集者あいさつ

○議長（大須賀溪仁） 申し上げます。

令和6年5月16日招集の令和6年第4回天栄村議会臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

ここで、招集者である村長から、閉会に当たり挨拶があります。

添田村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） 令和6年第4回天栄村議会臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、上程3議案につきまして、原案どおり議決を賜り、厚くお礼申し上げます。

議決いただいた補正予算の速やかな執行により、物価高騰等の影響を受けている村民の生活安定の支援に努めてまいります。

議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のことと存じますが、健康に留意され、村政に対しなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（大須賀溪仁） これで招集者挨拶を終わります。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（大須賀溪仁） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって令和6年第4回天栄村議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（午後 2時37分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年 7月19日

議 長 大 須 賀 溪 仁

署 名 議 員 大 浦 ト キ 子

署 名 議 員 服 部 晃

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
議案1号	工事請負契約の締結について	5月16日	原案可決
2号	工事請負契約の一部変更について	5月16日	原案可決
3号	令和6年度天栄村一般会計補正予算について	5月16日	原案可決